

監査委員公表第 482 号

平成21年8月31日付け監査第479号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月15日

大分県監査委員 阿 南 馨  
 大分県監査委員 姫 野 邦 子  
 大分県監査委員 井 上 伸 史  
 大分県監査委員 賀 来 和 紘

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(土木建築部)		
国東土木事務所	平成21年4月21日から 平成21年4月23日まで 平成21年5月13日	指摘事項 港湾施設において、使用許可手続等が行われずに施設が使用されているなど不適正な施設管理が認められた。  措置状況 使用許可申請のなかったものについて、申請をさせ許可を行い、無断駐車については関係者以外立入禁止の看板により注意を呼びかけ、今後とも利用者に周知徹底を行い、監視を強化し、利活用についても改善を図る。
日田土木事務所	平成21年5月19日から 平成21年5月21日まで 平成21年6月1日	指摘事項 道路防災監視システムの非常用発電設備が機能しないにもかかわらず改修を行わず、また、平成20年度の管理委託契約締結の遅延が認められた。  措置状況 平成21年6月16日に非常用発電設備の修理を行い、設置当初の機能を復旧するとともに、新たに避雷対策やシステムトラブルの通信機能を付加した改修工事を早急に完了させる。また、今後は4月1日に落札者を決定し、遅滞することなく管理委託契約を締結する。
大分土木事務所	平成21年5月27日から 平成21年5月29日まで 平成21年6月9日	指摘事項 港湾使用料の延滞金について、多数調定を行っていないことが認められた。  措置状況 平成20年度、平成21年度に発生した延滞金については、全て調定を行った。今後は、調定漏れ等のミスをなくすため、職員間で事務の相互チェックを的確に行うとともに、事務所全体における債権管理のための会議を定例的に行い、再発防止に努める。

(病院局)

大分県立病院	平成21年6月2日から 平成21年6月4日まで 平成21年6月17日	<p>指摘事項</p> <p>個人負担分の医業未収金について、前年度より増加しており、収納率も低下していることが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>医業未収金特別対策委員会で決定された方針に基づき、病院全体で医業未収金の発生防止、回収に努力していく。</p> <p>指摘事項</p> <p>平成20年度の定期監査において指摘事項とした扶養手当の返納処理について、一部予備監査当日まで実施されていないことが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>未返納の扶養手当については、平成21年6月3日に返納した。今後は、返納が生じた場合はチェックリストを作成し、消し込みを行うとともに、担当者以外の職員がチェックすることとした。</p>
大分県立三重病院	平成21年6月9日から 平成21年6月11日まで 平成21年6月17日	<p>指摘事項</p> <p>職員親睦団体の現金30万円を簿外で預かり、医事会計窓口の釣り銭用として使用するなど不適正な経理処理が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>職員親睦団体から預かっていた現金30万円は、平成21年6月12日に当該団体に返還し、以降、釣り銭用の現金は三重病院の資金で経理処理を行っている。</p>